

## 1. 総括

タイでは近年軍事政権による政治体制が敷かれていたことから、国家安全保障や治安維持を理由に、軍事機密のほか国家機密情報に該当するような情報・データを政府の管理下とする方向性や可能性が指摘されている。2019年3月の総選挙を経て、親軍派が勝利し、同年7月にはプラユット第2次政権が成立した中、政府がこれまで通りデジタル保護主義的なスタンスを志向する見方は拭えない。しかし、実態としては中国やベトナムのように明確に保護主義の方向性を打ち出すことはなく、むしろ国際的な地位向上を意識したグローバルスタンダードに準じた関連法規制の導入を進めようというスタンスが感じられる。従い、デジタル関連法制の今後の運用面での懸念は残るものの、現状、中国のようにデータの越境移転規制や政府による介入等の保護主義をタイ政府が志向しているわけではない。

デジタル政策推進を目的に、タイ政府は2016年に情報通信技術省（Ministry of Information and Communication Technology）をデジタル経済社会省（Ministry of Digital Economy and Society）に改名し、関連庁（DEPAとEDTA）を新設。2019年はASEAN議長国としてのイニシアティブを示す意向もあったことから、同体制を中心に、ASEAN地域で合意されたデジタル化構想や電子商取引合意枠組みに即し、国全体のデジタル化や電子商取引計画の策定を進めると同時に、個人情報保護法やサイバーセキュリティ法の整備など法制度の強化を進めてきた。

個人情報保護法（PDPA）は2019年2月末に国会での可決を経て同年5月末に施行された。ただし、対象となる個人情報の定義や取扱い規定のほか具体的な罰則規定等は記載されていないため、原則が中心の大綱としての意味合いが強い。同法が適用されるまでに1年の猶予期間が当初設けられていたが、コロナ禍の影響で2021年5月末まで延期された。同法を補足する細則は施行後2年以内に設置予定の個人情報保護委員会（PDPC）より公表される計画になっているものの、同委員会の構成や有する権限など具体的な概要は未だ明確になっていない。同法はGDPRがベースとなっているものの、数年間に及んだ草稿過程での議論や関連法の改訂を経て現在の形になったことから、罰則規定等、タイ固有の内容になっているという専門家の指摘がある。

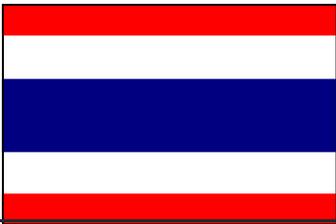
また、PDPAと同時期に制定されたサイバーセキュリティ法もこれまでのところ実ビジネスへの影響が軽微であるという認識の下、社会・民間企業による関心は高まってはいるものの、実際の法対応などの浸透は緩やかである。その背景として、法を順守するための政府側の監督（enforcement）体制・機能の脆弱さが指摘されており、民間企業の間では「どのような対策を施さなければならないのか」についての理解が進まないのが現状のようである。

タイでは従来から商慣習として企業間・人と人の「信用力」を大切にしてきたことから、ディスクレームやファイルの暗号化などグローバルで採用される情報保護対応を実践することは、これまで培った信用をかえて損ねる可能性が懸念され、実践に消極的とする声も少なくない。民間企業を代表する業界団体はロビイング活動にあまり積極的ではなく、必ずしも民間セクターからの要望や政府側による啓蒙が機能していないようである。政府による新しい法律の目的や背景など公式な説明が目立たないことから、今のところ企業は自助努力による対応を余儀なくされている。

## 2. デジタル法制の状況

### (1) 国の概況

- 2019年3月の総選挙での親軍派の勝利により、プラユット暫定首相が続投、同年7月に第二次政権がスタートした。東部経済回廊（EEC）の開発など主要な成長戦略は維持されている。
- 2016年に情報通信技術省をデジタル経済社会省に改編するなど、タイ政府は国家のデジタル化推進に意欲的。
- 自動車や電子商品を中心に製造業系の日系企業が集積し、日系企業の拠点数はASEAN域内で最大。

面積	51万4,000平方キロメートル	
人口	6,791万人	
首都	バンコク	
政体	立憲君主制	
名目 GDP	5,292億米ドル	
実質 GDP 成長率	2.4%	
一人当たり GDP	7,792米ドル	
進出日系企業数	1,763社（2020年4月） ※拠点数合計は4198拠点 （2018年） ※在留邦人数は75,647人 （2018年）	

（注）特記がない限り2019年統計

（出所）IMF、世銀、日本国外務省、JETRO、バンコク日本人商工会議所、当該国政府機関ほか各種資料

## (2) デジタル法制の状況

- 通称「タイランド 4.0」国家戦略に基づき、IT 技術開発推進やスマートシティ開発など、政府はデジタル化推進に積極的なスタンス。
- 2016 年にはデジタルエコノミー社会開発プラン（Thailand Digital Economy and Society Development Plan）を発表し、タイのデジタル化についての長期的なビジョン、政策を示した。

### 【国家戦略・計画】

名称（発表年）	主な内容
デジタルエコノミー社会開発プラン（2016 年）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ タイの経済と社会全体をデジタル技術で変革し、豊かで安定した国への成長を目指す 20 年の長期政策フレームワーク。目標は、競争力や機会均等、人材、政府の 4 領域の改革と改善。</li><li>・ 4 つのフェーズに分けられており、第 1 フェーズは IT インフラの整備、第 2 フェーズは Digital Inclusion（国民のデジタル技術へのアクセス・活用）が掲げられている。</li><li>・ デジタル経済社会省（旧情報通信技術省）は同プランの旗振り役として発足した。</li></ul>
デジタル政府開発計画 2017-2021（2017 年）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 主に次の 4 点の目標を掲げている。①電子政府の主要指標の向上、②公共サービスの正確性、利便性の向上、③情報公開による政府の透明性、信頼性の確立と市民参加、デジタル・インフラ強化によるデータ利用の効率化。上記目標達成のため、戦略として、ビジネス分野の競争力の最大化や公共の安全保障の改善、パブリックセクターの効率化、デジタル政府の統合が打ち出された。</li></ul>
デジタルエコノミー促進マスタープラン <sup>1</sup> （2018 年）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ デジタル経済社会省(MDES)が 2018 年から 2021 年の計画として打ち出した。4 つの戦略が掲げられている。①デジタル人材の育成、②デジタル経済への変革、③コミュニティの活発化、④イノベーションのエコシステム構築</li></ul>
スマートシティプラン（2018 年）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2018 年から 2022 年までの 5 年間で 76 全県とバンコクで都市データプラットフォーム等のスマートシティサービスを整備する。2018-2019 年の第 1 フェーズでは 7 県の 10 都市がモデル都市に選ばれている（特にプーケット、チョンブリ、コーンケン）。</li></ul>

<sup>1</sup> [http://www.cicc.or.jp/japanese/kouenkai/pdf\\_ppt/pastfile/h30/190221-6.pdf](http://www.cicc.or.jp/japanese/kouenkai/pdf_ppt/pastfile/h30/190221-6.pdf)

## 【デジタル法制】

- 2017年にコンピュータ犯罪法の改正、2019年にはサイバーセキュリティ法が成立し、政府によるデータ管理の監視体制が強化された。サイバーセキュリティ法では、サイバーセキュリティ上重大な脅威の防止、処理のため、政府（サイバーセキュリティ庁）が企業に対し情報提供を求めること、立ち入り、コンピュータシステムを調査する権限が与えられている。このため、今後の細則、運用を注視する必要がある。
- 2019年5月には、EU一般データ保護規則（GDPR）をベースとした個人情報保護法（PDPA）が成立。2020年5月までに細則が公表され、すべての効力が発生する予定であったが、コロナ禍の影響で2021年5月に延期された<sup>2</sup>。同法により、企業による個人情報の管理体制強化が求められるようになる。ただし具体的な規定や手法、罰則などについては今後公表される関連法規（細則）を注視する必要がある。

名称（制定年）	主な内容
電子取引法 （2001年）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 電子署名や文書の法的効力を明文化するとともに、事業者の登録制度を規定。消費者保護庁への登録が必要であり、店舗を保有しない場合はダイレクトマーケティング事業者の登録も必須である。</li><li>• 2008年、2015年に改正されている。電子署名の定義の拡大や、自動応答等での契約成立について規定する。</li></ul>
コンピュータ関連犯罪法 （2007年）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 2017年に改正され、E-businessを手がけるすべての事業者にトラフィックデータを90日以上記録・保管することを義務化した。スパムメールの取り締まりの強化や、政府（コンピューターデータ審査委員会）によるデータブロックや廃棄、ウェブの監視体制が厳しくなった。</li></ul>
デジタルエコノミー社会発展法 （2017年）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国家デジタル経済委員会の設置やデジタル経済基金の開設、デジタル経済社会促進局の設置が定められた。</li></ul>
個人情報保護法 <sup>3</sup> （2019年）	<ul style="list-style-type: none"><li>• 個人情報保護について包括的に定めた初の法律。「Data Controller（情報管理者）」、「Data Processor（情報処理者）」を規制する。人種、宗教などのセンシティブ個人情報については</li></ul>

<sup>2</sup> コロナ禍の影響に伴い、予定されていた各種法制度の発行日を2021年5月末までに延期することが2020年5月21日付の勅令(Royal Decree)で決まった。

<sup>3</sup> Electronic Transactions Development Agency

[https://www.etda.or.th/app/webroot/content\\_files/13/files/The%20Personal%20Data%20Protection%20Act.pdf](https://www.etda.or.th/app/webroot/content_files/13/files/The%20Personal%20Data%20Protection%20Act.pdf)

	<p>本人の同意なしに取得することが禁止された。EU 一般データ保護規則（GDPR）を基に作成されているが、第三国への移転、情報保護責任者（Data Protection Officers）の任命義務、刑事責任（懲罰的阻害賠償あり）などで異なる点が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 細則が 1 年後の 2020 年 5 月 27 日までに公表される予定となっていたが、コロナ禍の影響により 2021 年 5 月末まで延期となった。</li> </ul>
<p>サイバーセキュリティ法 (2019 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共、民間双方のデータベースをカバーするサイバースペースにおける国家安全保障の確保が目的。</li> <li>• 首相、国防大臣、デジタル経済社会大臣らによる「国家サイバーセキュリティ会議（NCSC）」が設置される。サイバー脅威の発生可能性を監視するために NCSC がインターネット通信にアクセスすることが認められた。</li> <li>• 銀行、エネルギー、通信、医療、防衛、公共機関の 7 分野が重要情報インフラに認定され、サイバーセキュリティ庁の指示の下、ガイドライン策定が求められる。また、これらの組織に対し、セキュリティ上の緊急事態に、立入り、情報・システムの提供を命じることが可能。</li> </ul>

### 【個人情報保護法（PDPA）】

- 個人情報是最初の草案の作成から約 10 年後の 2019 年 2 月に成立し、同年 5 月に施行。ただし主要な条項（2、3、5、6、7、95、96 条）の効力発生は 1 年後（2020 年 5 月 24 日）に発生する。また細則は 2021 年 5 月までに作成される計画になっている。
- 主な用語の定義は以下の通りである。
  - 個人情報：直接・間接を問わず、その人物を特定しうる個人に関係するあらゆる情報。
  - データ管理者（Data Controller）：個人データの収集、使用、開示の決定権限を有する人物または法人。
  - データ処理者（Data Processor）：データ管理者の指示の下、個人データの収集、使用、または開示に関連して業務を行う人物または法人。
- データ管理者はデータ主体（個人情報の保有者）が事前に同意をしない限り、個人情報の収集、使用、開示を行ってはならない。また、同意に際して、目的、収集する情報の種類、保管期間、データ主体の権利を通知しなければならない（第 19 条）。特に、人種、宗教、政治的思想、性的嗜好、遺伝子データ、犯罪経歴、バイオメトリックデータに関する情報をデータ主体の明確な同意なしに収集することは禁止されている。

- 海外への個人情報の移転は、当該第 3 国または国際機関が規定する個人情報保護の十分な基準を満たしている場合、可能となる。満たしていない場合、データ主体に対し、その事実を説明した上で、同意を得る必要がある。タイに所在するデータ管理者、データ処理者が海外に所在するデータ管理者、データ処理者に移転を行う次の場合は海外移転の例外として認められている：個人情報を、同一グループ会社に属する者、または合併事業を行う者、に対して移転する場合、情報保護に関するポリシーを施し、そのポリシーが個人情報保護委員会事務局により承認されれば、移転が可能（第 29 条）。適用範囲、承認プロセスなどは細則で定められる見込み。GDPR では個人データ提供元と提供先の企業間でデータ保護に関する契約を締結する SCC（Standard Contractual Clauses：標準契約条項）が主流であるが、PDPA はポリシーの承認が必要であり、運用次第では手続きが煩雑になる可能性が残る。
- データ管理者の法律違反に対して、GDPR とは異なり、刑事責任が問われる。1 年未満の懲役、または 100 万バーツ以下の罰金、またはその両方が科せられる。また、経営責任として 500 万バーツ以下の罰金が科せられる。

#### 【サイバーセキュリティ法】

- 2019 年にサイバーセキュリティ法が成立したことにより、政府によるデータ管理の監視体制が強化された。
- サイバー脅威が発生した場合、首相、国防大臣、デジタル経済社会大臣らで構成される国家サイバーセキュリティ委員会（NCSC）は民間企業に以下の要求することができる。①サイバー脅威を防止するために必要な範囲で、関連するコンピューターデータまたはコンピュータシステム、関連するその他の情報へのアクセスを提供する。②コンピュータまたはコンピュータシステムを監視する。③コンピュータ、コンピュータシステム、またはその他の機器の凍結。
- 「重要情報インフラ」とは国家安全保障、軍事安全保障、経済安全保障、および国家秩序にとって重要な情報を有する組織であり、以下の分野、またはサービスを提供する組織が想定される：
  - ① 国家安全保障
  - ② 公共サービス
  - ③ 銀行および金融
  - ④ 情報技術および電気通信
  - ⑤ 輸送およびロジスティクス
  - ⑥ エネルギーおよび公益事業
  - ⑦ 公衆衛生
  - ⑧ そのほか委員会によって規定された組織。

- 「重要情報インフラ」は所有者、監視者の届け出、行動規範、最低限のサイバーセキュリティの遵守、年 1 回のリスク評価の実施が義務付けられており、違反の場合は罰金、刑事罰が科せられる。「重要情報インフラ」の対象範囲を含め、今後の細則を注視する必要がある。

### 3. デジタル化の状況

#### (1) インターネットの利用度

- 近年スマートフォンの保有人口が増大し、インターネット普及率は80%を超え、先進国に迫る水準に達している。
- 電子商取引市場の規模は直近3年で倍増（約5,000億円）しているものの、インターネット人口1人あたりのEC金額でみると88ドル/年に留まっており、所得水準からみても伸びしろがある。
- 若年層を中心にSNSの活用が広まり、中でもFacebookユーザーは人口比7割に迫る数を誇る。

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	日本
① 総人口 (2019年10月)	2.67億人	3,280万人	1.08億人	567万人	6,790万人	9,550万人	1.26億人
② 一人当たりGDP (2019年10月)	4,164米ドル	11,137米ドル	3,294米ドル	63,987米ドル	7,792米ドル	2,740米ドル	40,847米ドル
③ インターネット人口 (2018年12月)	1.75億人*	2,600万人*	7,900万人*	517万人	5,700万人	6,800万人	1.18億人
④ インターネット普及率	65.5%	79.3%	73.1%	91.2%	83.9%	71.2%	93.6%
⑤ EC小売市場規模 (2019年)	約133億ドル	約50億ドル	約10億ドル	19億ドル	約50億ドル	約29億ドル	約1,234億ドル
⑥ インターネット人口1人 あたりのEC金額	76ドル/年	192ドル/年	13ドル/年	367ドル/年	88ドル/年	43ドル/年	1,045ドル/年
⑦ 一人当たりGDPに占める EC金額の割合	1.8%	1.7%	0.4%	0.6%	1.1%	1.5%	2.6%
⑧ Facebookユーザー数 (2018年12月)	1.37億人*	2,200万人	6,200万人	430万人*	4600万人	5,000万人	7,100万人

(\*) Internet World Stats 各国統計年月は以下の通り:

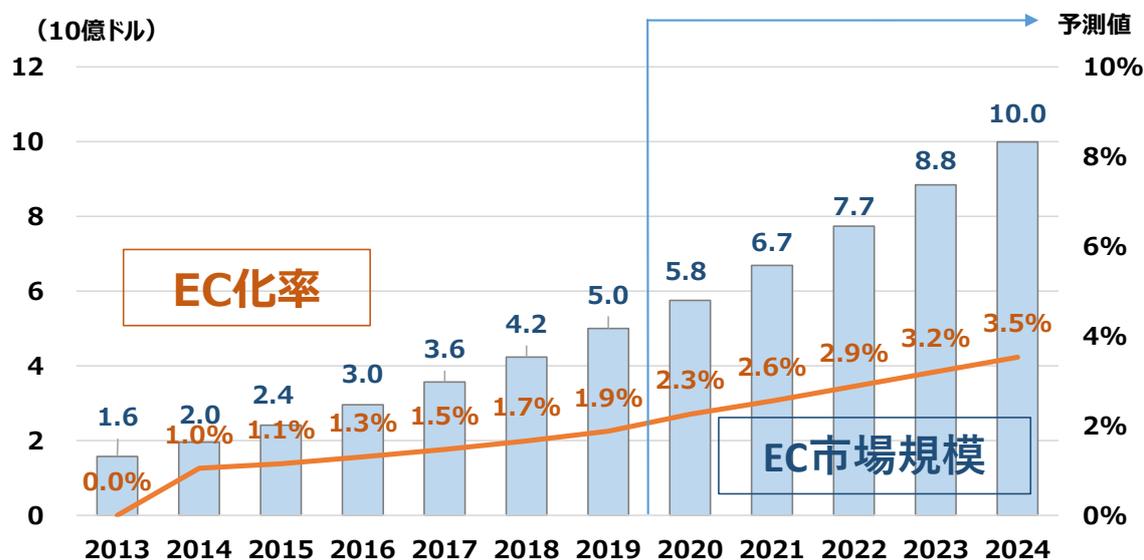
インドネシア（インターネット人口 2019年12月、Facebookユーザー数 2020年1月）、シンガポール（Facebookユーザー数 2019年6月）、マレーシア（インターネット人口 2019年6月）、フィリピン（インターネット人口 2019年6月）

(出所) IMF、Internet World Stats、eMarketer

#### (2) EC市場規模

- タイのEC市場は順調に拡大するとの推測。2020年には57.5億米ドル（約6,100億円）と、2016年の約2倍にまで拡大。
- EC化率（物販全体の市場規模に占めるEC市場規模の比率）は未だ2%台であり、日本（10.1%）、米国（14.5%）と比較する低い水準にある。

- タイの EC 市場のうち、SNS（主にフェイスブック）経由による購入主流（2017 年には 40%を占める）<sup>4</sup>。マーケットプレイス型では、アリババ傘下の Lazada のシェアが最も高い。



(出所) eMarketer

### (3) デジタル産業

- タイにはユニコーン企業（企業評価額 10 億ドル以上）は未だ存在しない。また、デジタル産業を担う次世代型スタートアップ企業の数も少ない。
- 他方で、大手通信事業傘下または資本提携をする企業の中には Dtac のようなユニコーン予備軍が育ってきている。
- デジタル経済社会省(MDES)、タイ投資委員会（BOI）らが主導で、IT 産業の投資促進を行っている。チョンブリ県の Digital Park Thailand<sup>5</sup>はプラユット政権の開発戦略の 1 つである東部経済回廊のデジタル分野の中心となるプロジェクトである。また、通信大手の True は国内および ASEAN 域内のスタートアップ企業育成を目指した True Digital Park を開設、日系を含む海外の企業が相次いで入居しており、デジタル産業の発展が期待される。

<sup>4</sup> Thai E-Commerce Association とのヒアリング結果より

<sup>5</sup> <http://www.jtecs.or.jp/wp-content/uploads/hpb-media/DIGITALPARKTHAILAND.pdf>

## 4. 産業・企業への影響

### 【個人情報保護法（PDPA）に対する反応】

法律が起草される過程では有識者や業界団体を通じて産業界の意見も収集される機会が与えられたものの、タイ政府は法律制定を2019年春の選挙前に急いだことから、産業界の意見が反映されず内容が十分に吟味されなかったという不満の声も少なくない。政府機関、業界団体、企業（日系含む）からは下記のような意見が聞かれた。

#### <肯定的意見>

- ・ GDPRに準拠しているのはASEANでも先進的であり、議長国としてASEANをけん引する意思表示にもなっている。（政府機関、業界団体、有識者）
- ・ GDPRを採用したのは対欧州向けのビジネス交流増大の機会として歓迎。これを機にGDPRについてもっと勉強したい。（政府機関、業界団体、地場企業）
- ・ 従来の「信用」に依拠するだけではグローバルな競争で生き残れない。（政府機関、業界団体）
- ・ スマホアプリなどを通じて益々個人情報が増え・漏洩されているため、個人情報保護法の制定は待ったなしである。（有識者、業界団体、地場企業）
- ・ 日系企業を含めグローバル企業のうち既にGDPRに準拠した個人情報保護の対応をしている企業がほとんどであり、特にPDPAによる影響は感じていない。（日系企業、外資系企業）
- ・ 同法と並んで新たに制定されたサイバーセキュリティ法の新法については各方面で関心が高まっており、勉強会やセミナーなど学ぶ機会が増えている。（業界団体、地場企業）

#### <否定的意見>

- ・ 長期間にわたって法律が起草されてきたが、政府と産業界との意見交換の機会は必ずしも多くなく、意見が反映されるほど十分に議論が尽くされたとは思えない。（有識者、地場企業）
- ・ 選挙前に駆け込みで制定してしまった印象が拭えない。（有識者、地場企業、日系企業）
- ・ PDPAはあくまでも大綱であり、企業としてどのように準備すれば良いかはその後に発表される細則を見ないと分からない。（地場企業、日系企業）
- ・ 細則については今後設立される個人情報保護委員会が関係省庁や有識者と共に策定していくらしいが、具体的な構成や権限が確定していない中、草案内容や期限内に策定されるか不安要素が多い。また、取り締まりなど実際の運用面で課題が出てくるものと想像する。（業界団体、地場企業、日系企業、外資系企業）
- ・ タイ固有の条文として刑事罰が記載されているのは問題である。規定通りに厳罰化が進めば企業側は何らかの影響があると考えられる。（業界団体、地場企業）

以上

(2020年8月時点)